

令和3年8月27日
静岡県理学療法士会 学術局

演題登録・査読表彰マニュアル一部改訂について

令和3年8月21日の静岡県理学療法士会理事会では演題登録・査読表彰マニュアル一部改訂に伴う演題募集要項の応募資格について審議されました。その結果、以下の理由により、一部改定することが承認され、それを受けて第25回県学会では応募資格について改定し演題募集をします。

理由)

本県士会が公益社団法人であり公益の観点から応募資格に関しては理学療法に寄与する内容であれば理学療法士だけでなく他職種や静岡県外からの応募も認めることとしました。また、それに伴う演題登録に関する登録料について明記されることになりました。

改定前	改定後
<p>1. <u>演題（筆頭）の応募資格を有する者は、公益社団法人日本理学療法士協会及び公益社団法人静岡県理学療法士会会員である必要があること。</u></p> <p>2. <u>他職種（学生含む）が筆頭演者の場合は、共同演者に本会員が含まれていること。</u></p>	<p>1. <u>理学療法に寄与する内容であれば、どなたでも演題を応募できる。</u></p> <p>2. <u>演題登録は原則無料であるが、理学療法士の免許を有する非会員、休会中の会員、会費未納会員は筆頭・共同演者にかかわらず演題登録料 10,000 円(税別)／1 人 1 演題が必要となる。(理学療法士の免許を有しない方は無料)</u></p>